




文化発展基金

2026年「マカオ要素」映像作品および中国本土映画の宣伝・配給資金補助計画



計画概要

-  マカオ要素を備えた映像作品の宣伝・配給を奨励
-  マカオおよび横琴協力区の要素を備えたミニドラマの宣伝・配給を支援
-  中国本土映画がマカオをポルトガル語圏の配給拠点とすることを推進



申請期間

第1ラウンド 2026年2月2日午前9時から3月31日午後12時まで

第2ラウンド 2026年4月1日午前0時から6月30日午後12時まで

第3ラウンド 2026年7月1日午前0時から8月31日午後12時まで

第4ラウンド 2026年9月1日午前0時から11月27日午後5時30分まで

* 総予算は500万マカオ・パタカ（澳門元）で、そのうち澳琴要素のミニ短編ドラマの予算は150万マカオ・パタカ。予算が使い切られた場合、申請期間は前倒しで終了します。



助成枠

上限なし。各ラウンドの
申請期間ごとに審査



助成期間

12カ月

詳細は助成規程をご参照ください

文化発展基金

2026年「マカオ要素」映像作品および中国本土映画の宣伝・配給資金補助計画



助成範囲

広報・配給助成を申請する映像作品は、以下の規定を満たす必要があります。

作品の種類	総上映時間 (広告除く)	1話あたりの時間 (広告除く)
テレビドラマ	≥ 225分	≥ 20分
映画	≥ 80分	--
バラエティ番組、ドキュメンタリー	--	≥ 30分
ミュージックビデオ(MV)	≥ 3分	--
広告映像	≥ 30	--
ミニドラマ(澳琴要素に限る)	≥ 60分	≤ 19分

* 同一シーズンの別エピソードは申請は1回のみ



助成要件

マカオ要素を含む映像作品(ミニ短編ドラマを除く):

完成済みで上映可能なテレビドラマ、映画、バラエティ番組、ドキュメンタリー、ミュージックビデオ(MV)または広告映像であり、題材にマカオ要素を含むこと。

澳琴(マカオ・横琴)要素のミニ短編ドラマ:

完成済みで上映可能なミニ短編ドラマであり、題材にマカオおよび横琴協力区の要素を含むこと。

中国本土映画:

完成済みで上映可能であり、第一出品(第一制作)単位が中国本土の実体で、国家映画局の公開許可証を取得していること。

詳細は助成規程をご参照ください

文化発展基金

2026年「マカオ要素」映像作品および中国本土映画の宣伝・配給資金補助計画



宣伝・配給要件

申請プロジェクト	宣伝・配信地域
マカオ要素の映像作品	制限なし
マカオ・横琴要素のミニドラマ	海外のみ
中国本土映画	ポルトガル語圏の国・地域に限定

以下の少なくとも一つの方法を採用し、さらに関連するプロモーション活動を実施することができます：

映画祭への参加

または

一般公開上映

テレビドラマ、映画、バラエティ番組、ドキュメンタリー	<ul style="list-style-type: none">● 劇場公開／上映● テレビ放送● 総合映像配信プラットフォームでの配信／上映● 映画祭での上映✕ 自らソーシャルメディアプラットフォームに掲載しての再生は含まない						
ミュージックビデオ (MV)・広告映像	<table><tbody><tr><td>オンライン配信メディア</td><td>オフライン再生メディア</td></tr><tr><td>● インターネットサイト</td><td>● ショッピングモール／屋外ビジョン</td></tr><tr><td>● テレビ</td><td>● 交通機関内のテレビ</td></tr></tbody></table> <p>連続5日以上放映期間</p>	オンライン配信メディア	オフライン再生メディア	● インターネットサイト	● ショッピングモール／屋外ビジョン	● テレビ	● 交通機関内のテレビ
オンライン配信メディア	オフライン再生メディア						
● インターネットサイト	● ショッピングモール／屋外ビジョン						
● テレビ	● 交通機関内のテレビ						
ミニドラマ (短尺ドラマ)	<ul style="list-style-type: none">● 総合映像・動画プラットフォーム／ミニドラマ向けスマートフォンアプリでの配信✕ 自らソーシャルメディアプラットフォームに掲載しての再生は含まない						

詳細は助成規程をご参照ください

文化発展基金

2026年「マカオ要素」映像作品および中国本土映画の宣伝・配給資金補助計画



申請資格および助成対象

申請者は映像・視聴覚作品の著作権保有機関、または委託を受けた代理宣伝・配給業者であり、かつ以下の条件を満たすこと：

マカオ特別行政区の居住者である自然人の商業事業主

または

マカオ特別行政区の法令に基づき設立された法人の商業事業主

* 代理配給プロモーション業者は、映像作品の配給関連業務を営んでいなければならない



助成の種類

- 補助金
- 交付助成の上限は申請案件の宣伝・配給予算支出の60%～80%であり、具体的な割合は審査得点に応じて決定されます。

映像作品の種類

交付助成の上限(マカオパタカ)

テレビドラマ、映画、バラエティ番組、ドキュメンタリー

50万パタカ

ミニドラマ、ミュージックビデオ(MV)、広告映像

25万パタカ

* 実際の助成額は、実際の宣伝・配給支出、映画祭への参加回数、または放送チャンネル数に応じて調整されます。

詳細は助成規程をご参照ください

文化発展基金

2026年「マカオ要素」映像作品および中国本土映画の宣伝・配給資金補助計画

助成対象経費の範囲



制作経費

- 内地映画は、マカオのサプライヤーによるポルトガル語字幕作成および吹き替え費用に限定
- その他の映像作品は、外国語字幕作成および吹き替え費用に限定



会場、事務所およびその他不動産の賃貸経費

- 上映またはプロモーション活動の会場賃料に限る



設備およびその他動産の賃貸経費



宣伝および広報経費



交通・出張・輸送経費

- エコノミークラス以外の差額は自己負担



宿泊費

- 一般／スタンダード客室

*本助成計画の宣伝・配給対象地域の要件を満たす関連経費のみ、助成の対象となります。

*申請者が提供するサービスまたは製品の費用は、予算支出の範囲とはみなされません。

詳細は助成規程をご参照ください

文化発展基金

2026年「マカオ要素」映像作品および中国本土映画の宣伝・配給資金補助計画



審査基準

30%



マカオ・澳琴(ミニドラマ)または中華文化(内地映画)の宣伝における全体的な好印象の度合い

30%



映像作品の国際的知名度と市場影響力、とりわけ「一帯一路」およびポルトガル語圏の国・地域における評価

20%



申請者の管理水準、企業規模および地元従業員の状況、実行および主要チームの専門技術能力、過去の関連配給経験

10%



宣伝・配給計画の実行可能性

10%



宣伝・配給支出予算の妥当性

* さらに、申請者の過去3年間における実施および返済記録、ならびに活動・プロジェクト審査委員会の意見も考慮されます。



お問い合わせ方法

電話: 2850 1000

メール: dgaf@fdc.gov.mo

ウェブサイト: www.fdc.gov.mo

詳細は助成規程をご参照ください

「2026年『マカオ要素』映像作品および中国本土映画プロモーション資金助成計画」助成要綱

1 助成の目的

文化発展基金は本助成計画を設け、マカオ要素を備えた映像作品の宣伝および配給を奨励する。助成範囲には、マカオおよび横琴粵澳深度合作区（横琴広東・マカオ深度合作区）の要素を備えたミニドラマが含まれ、「マカオ・横琴共同のミニドラマ海外展開拠点」の建設に呼応する。同時に、中国本土映画がポルトガル語圏諸国・地域への配給拠点としてマカオを活用することを奨励し、マカオの文化交流の架け橋としての役割を一層発揮させる。

2 申請期間

2.1 申請期間は全4ラウンドに分かれ、各ラウンドの申請締切後、当該期間に提出された案件について一括審査を行う。各ラウンドの助成件数に上限は設けないが、本助成計画の予算を使い切った場合は申請期間を前倒しで終了し、基金のウェブサイトにて公表する。申請期間は以下のとおり：

第1ラウンド	2026年X月X日 午前9時～3月31日 午後12時
第2ラウンド	2026年4月1日 午前0時～6月30日 午後12時
第3ラウンド	2026年7月1日 午前0時から8月31日 午後12時まで
第4ラウンド	2026年9月1日 午前0時から11月27日 午後5時30分まで

3 助成範囲

3.1 以下の所定の尺を満たす映像作品のプロモーションおよび配給であり、かつ同一シーズン内の異なるエピソードについては1回のみ申請可能：

3.1.1 広告を含まない通し尺が225分以上、1話あたり20分以上のテレビドラマ；

- 3.1.2 尺が80分以上の映画；
- 3.1.3 広告を含まない1話あたり30分以上のバラエティ番組またはドキュメンタリー；
- 3.1.4 広告を含まない通し尺が60分以上、1話あたり19分以下のミニ短編ドラマ；
- 3.1.5 尺が3分以上のミュージックビデオ（MV）；
- 3.1.6 長さが30秒以上の広告映像。

4 助成要件

4.1 映像・映像作品は、以下のいずれかの要件を満たすこと：

- 4.1.1 マカオ要素を含む映像・映像作品(ミニドラマを含まない):
作品は、上映可能な完成品のテレビドラマ、映画、バラエティ番組、ドキュメンタリー、ミュージックビデオ（MV）またはCMであり、かつマカオ要素を含むこと。例えば、マカオをロケ地とする、現地のグルメ、都市景観、物語・伝承、風俗・典故、歴史文化、人物事績などを題材とすること。
- 4.1.2 マカオ・横琴要素を含むミニドラマ：作品は、上映可能な完成品のミニドラマでありかつマカオおよび横琴粵澳深度合作区（以下「マカオ・横琴」）の要素を含むこと。例えば、マカオおよび横琴をロケ地とする、現地のグルメ、都市景観、物語・伝承、風俗・典故、歴史文化、人物事績などを題材とすること。
- 4.1.3 中国本土映画：作品は、上映可能な完成品の中国本土映画であり、第一出品単位が中国本土の実体で、かつ国家電影局が発行する「電影公映許可証」を取得していること。

4.2 映像・映像作品のプロモーション・配給に関して：

- 4.2.1 助成対象となるプロモーション・配給の地域：
 - 4.2.1.1 4.1.1 でいうマカオ要素を含む映像・映像作品(ミニドラマを含まない)については、プロモーション・配給地域の制限はない。
 - 4.2.1.2 4.1.2 でいうマカオ・横琴要素を含むミニドラマについては、助成対象となるプロモーション・配給地域は外国に限る。

4.2.1.3 4.1.3 でいう中国本土映画については、助成対象となるプロモーション・配給地域はポルトガル語圏の国・地域に限る（ポルトガル語圏の国・地域の一覧は以下の URL を参照：<https://www.platformchinapl.mo/overview.shtml>）。

4.2.2 以下の少なくとも 1 つの方法で映像作品の宣伝・配給を行い、さらに関連するプロモーション活動を実施することができます：

4.2.2.1 映画祭に参加する；

4.2.2.2 公開上映・公開放送を行う。

4.2.2.2.1 テレビドラマ、映画、バラエティ番組、ドキュメンタリーについて、公開上映・公開放送とは、劇場公開または上映、テレビ放送、総合映像・動画プラットフォーム（ウェブサイトまたはスマートフォン用アプリを含む）での配給または上映、映画祭での上映を指し、自主的に自媒体プラットフォームに掲載して再生することは含まれません；

4.2.2.2.2 ミニドラマについて、公開上映・公開放送とは、総合映像・動画プラットフォーム（ウェブサイトまたはスマートフォン用アプリを含む）またはミニドラマ向けスマートフォン用アプリでの配給を指し、自主的に自媒体プラットフォームに掲載して再生することは含まれません；

4.2.2.2.3 ミュージックビデオ(MV)、広告映像について、公開上映・公開放送とは、オンライン媒体としてインターネットサイトでの再生、テレビでの放送、およびオフライン媒体として商業施設や屋外ビジョン、交通機関の車載テレビでの放送を指し、かつ放送期間は連続 5 日以上であること。

4.3 基金の助成を受けるプロジェクト内容は、マカオの他の公共部門または公共主体からの財政助成と併給することはできず、同時に基金の他の計画からの助成の付与を受けることもできません。

5 申請資格および助成対象

- 5.1 申請者は、マカオ特別行政区において法に基づき設立・運営される自然人商業企業主または法人商業企業主であり、映像作品の著作権保有機関、または当該映像作品のいずれかの出品者から委託を受けた代理宣伝配給業者である必要があり、さらに以下の条件を満たさなければなりません：
- 5.1.1 自然人商業企業主に該当する場合、その者はマカオ特別行政区の居住者であり、かつその企業は税務上の効力のためにすでに財政局に登録されていなければなりません；
- 5.1.2 法人の商業企業主である場合、マカオ特別行政区で法に基づき設立されていなければならない、かつ当該企業は税務上の効力を有するよう財政局に登録済みでなければならない。
- 5.2 映像作品の代理宣伝・配給業者の営む事業は映像配給に関連していなければならない（第 12.1.1 項の商業登記情報、第 12.1.2 項の営業税申告書、または第 12.1.4 項の営業税課税証憑を基準とする）。

6 資助の種類

- 6.1 補助。

7 本補助計画の総予算額、採択枠および金額上限

- 7.1 本補助計画の総予算額：500 万マカオ・パタカ。そのうち、マカオ・琴澳（アオカイン）要素を備えたミニ短編ドラマの予算は 150 万マカオ・パタカ。
- 7.2 採択枠：制限を設けず、各申請期間ごとに審査を行う。ただし、最終的に採択される申請件数は、前項で示した本補助計画の総予算額により制約を受ける。
- 7.3 補助：交付される補助上限は申請案件の宣伝・配給予算支出（第 8.1 項および第 8.2 項の合計）に対して 60%～80%とし、獲得した審査得点に連動する。また、下表の金額上限を超えないものとする。

映像作品の種類	交付補助上限（マカオ・
---------	-------------

	パタカ)
テレビドラマ、映画、バラエティ番組、ドキュメンタリー	500,000
ミニドラマ、ミュージックビデオ (MV)、広告映像	250,000

7.4 実際の助成金額は、プロジェクトの実際の宣伝・配信支出、映画祭への参加回数または配信チャンネル数に応じて調整されます（詳細は第9項「助成の調整」を参照）。

8 助成対象となる経費および助成対象外の経費の範囲

8.1 助成対象かつ予算計上可能な経費には、助成期間内に受給者がプロジェクトに関連して行う以下が含まれます：

8.1.1 制作経費：

8.1.1.1 中国本土の映画については、マカオの供給業者によるポルトガル語字幕制作およびポルトガル語吹替の費用に限ります。

8.1.1.2 その他の映像作品については、外国語字幕および外国語吹替の制作費に限ります。

8.1.2 会場、事務所およびその他不動産の賃貸経費：上映イベントまたは広報イベントの開催のために支払う会場賃料に限ります。転貸が関わる場合は、法的要件を満たす書類の提出が必要です。

8.1.3 設備およびその他の動産の賃貸費用：上映イベントまたは宣伝イベントの実施に必要な設備を賃借するための費用に限る。

8.1.4 宣伝および広報費：映画・映像プロジェクトの配給または宣伝のために発生する宣伝物料費、出展費用、試写会費用、配給費用（映画館での上映費、ネットメディアでの掲載費を含む）、広告費、ならびに宣伝イベント開催費用を指す。

8.1.5 交通・出張および輸送費：映画祭参加に限り、エコノミークラスの交通費のみを助成する。非エコノミークラスについては、同一行程のエコノミークラスの参考価格（公式サイトに表示される同一時間・同一便のエコノミークラス価格など）を提示できる場合、エコノミークラス

ラスの価格に基づいて助成金を使用することはできるが、差額は自己負担とする。

8.1.6 宿泊費：映画祭参加に限り、宿泊費（一般／スタンダードルーム）を対象とする。

8.2 助成対象外だが予算計上可能な項目の支出は以下のとおり。

8.2.1 その他の支出：合意済みの手続き実施費用に限定する。

8.3 宣伝・配給の予算支出範囲は以下の地域制限を受け、かつその他の支出および申請者が提供するサービスまたは製品の費用は予算支出範囲とはみなされない。

8.3.1 第 4.1.1 項にいうマカオ要素の映像作品については、宣伝・配給の地域を問わず、第 8.1 項および第 8.2 項にいう支出は宣伝・配給の予算支出範囲内とみなされる。

8.3.2 第 4.1.2 項にいう澳琴（マカオ・琴澳）要素のミニドラマについては、外国で実施する宣伝・配給により発生する第 8.1 項および第 8.2 項にいう支出のみ、宣伝・配給の予算支出範囲内とみなされる。

8.3.3 第 4.1.3 項にいう内地（中国本土）の映画作品については、ポルトガル語圏の国または地域で実施する宣伝・配給により発生する第 8.1 項および第 8.2 項にいう支出のみ、宣伝・配給の予算支出範囲内とみなされる。

9 助成の調整

9.1 総括時点で被支援プロジェクトの実際支出が当初予算支出を下回った場合、比例して〔(予算プロモーション支出 - 実際プロモーション支出) / 予算プロモーション支出〕に基づき助成金額を調整します。

9.2 総括時点で被支援プロジェクトの実際の映画祭参加回数が当初計画の 80%（四捨五入して整数）未満であった場合、比例して〔(予定回数 - 実際回数) / 予定回数〕に基づき助成金額を調整します。

9.3 総括時点で被支援プロジェクトの実際の配信・放映チャンネル数が当初計画の 80%（四捨五入して整数）未満であった場合、比例して〔(予定数量 - 実際数量) / 予定数量〕に基づき助成金額を調整します。

- 9.4 複数の減額事由が同時に発生した場合、減額率は重ね合わせず、その中で最大の減額率を最終的な調整率として適用します。
- 9.5 不可抗力、または基金管理委員会が被支援者に帰責できないと認める理由により第9.2項または第9.3項に該当する事態が生じた場合、基金は助成金額を調整しないことがあります。

10 助成期間

- 10.1 助成期間は12か月で、最も早い場合はオンラインで申請提出を確認した翌日から、最も遅い場合は協定書締結後の翌月初日から起算します。具体的な開始日は基金と被支援者の協議により定めます。
- 10.2 被支援者は助成期間内に、助成対象プロジェクトの実施を完了しなければなりません。
- 10.3 被支援者が助成期間内に、適切な説明理由を付して事前に申請した場合、基金管理委員会は助成期間の延長を一回または複数回承認することができます。ただし、延長の累計期間は当初の助成期間の半分を超えてはなりません。
- 10.4 前項の申請を期限後に提出した場合、基金は受理しません。ただし、不可抗力その他被支援者に帰責できない理由による場合はこの限りではありません。

11 保証

- 11.1 申請者が法人の商業企業主である場合、その主要株主は、助成の取消しやプロジェクトの実際支出が予算支出を下回るなど、助成金の返還が必要となった際の債務を担保するために、信用保証を行わなければならない。ただし、主要株主が公法人である場合は除く。
- 11.2 前項にいう受給者および保証人は、助成金額に相当する約束手形および責任声明書を担保として発行しなければならず、関連する署名はその場での認証を受ける必要がある。
- 11.3 受給者が、総括報告が基金に受理された後に全額の助成金を支払うことに同意する場合には、前項に定める担保の提供を免除され得る。

12 申請

- 12.1 申請者は「一戸通／商社通」の実体利用者アカウントで文化発展基金のオンライン申請システムにログインし、申請書を記入の上、以下の書類をアップロードする。具体的には次のとおり：
- 12.1.1 申請者が保有している場合の商業登記証明；
 - 12.1.2 財政局が発行する、申請者が決済すべき税金、税項およびその他いかなる款項によってもマカオ特別行政区に対する債務を負っていないことの証明書類；
 - 12.1.3 営業税申告書（M/1 表）または財政局が発行する開業声明；
 - 12.1.4 申請者の直近の営業税課税受領書—M/8 表；
 - 12.1.5 社会保障基金への拠出の証明書類。拠出義務がない場合は、その旨を申立てる声明書を提出すること。
 - 12.1.6 企業の直近2年間の損益計算書（基金の様式を参考に記入可）；
 - 12.1.7 申請者が申請対象プロジェクトの著作権保有機関として当該映像作品を使用する権利を有することの証明、または申請者が申請対象プロジェクトの代理宣伝・配給業者として、出品者から委託サービスを受けていることの証明；
 - 12.1.8 国家映画局が発行した映画公開許可証（申請対象プロジェクトが第4.1.3項にいう中国本土映画に該当する場合）；
 - 12.1.9 該当する場合は、所轄権限部門が発行した上映許可に関する証明書類；
 - 12.1.10 申請対象プロジェクトの宣伝・配信計画の詳細な計画書；
 - 12.1.11 申請対象プロジェクトの宣伝・配信費用の予算（基金の様式に沿った記入を推奨）；
 - 12.1.12 申請者の映像作品の宣伝・配信に関する経験（プロジェクト実行チームの経歴・背景、過去に参画した宣伝・配信プロジェクトの関連資料を含む）；
 - 12.1.13 公開上映および公開発表を予定している申請対象プロジェクトの映像作品の完成版（リンクによるダウンロード提供可。ただし、追加のアカウント登録やソフトのイ

インストールなしで直接ダウンロードできるリンクであること。実物資料での提供が必要な場合は、第 12.2 項に従い事前申告すること)；

- 12.1.14 該当する場合は、申請に資するその他の書類（例：申請対象プロジェクトの映像作品紹介および制作チーム紹介、他の協力先と締結済みの作品の宣伝・配信に関する協議書、見積書など）ならびに第 19.5 項にいう、該当する場合の関係取引申告書類。
- 12.2 申請者は、記入した情報およびアップロードした書類の正確性を確保し、オンラインでの申請提出前に、アップロードできない申請対象プロジェクトの映像作品完成版またはその他の実物資料の持参提出について事前申告しなければなりません。オンラインで提出を確認した後は、プロジェクト内容を修正することはできません。
- 12.3 申請者は申請締切日前に、基金の窓口へ直接出向き、第 12.2 項で示された事前入力済みの現場提出用実物資料を提出しなければなりません。基金は、期限後の提出およびオンラインシステムで事前入力されていない申請書類・資料を受理しません。
- 12.4 申請書の作成言語：中文、ポルトガル語、または英語で作成しなければならない。
- 12.5 **申請に遵守すべき規定および注意事項：**
- 12.5.1 申請者はオンラインシステム上で同意することにより、基金が第 12.1.1 項に定める商業登記証明および第 12.1.2 項に定める無債務証明を閲覧することを許可でき、その場合、当該書類の提出は免除される；
- 12.5.2 基金は申請者に対し、書類の原本の提示、説明の提出、ならびに申請書類の構成に不可欠なその他の書類、報告または資料の提出を求めることができる；
- 12.5.3 **基金から別途通知がない限り、提出済みの書類および資料の変更は受け付けない；**
- 12.5.4 申請者は虚偽の申告、虚偽資料の提供、その他の不法手段により助成金を取得してはならない；
- 12.5.5 申請者が申請の撤回を予定する場合は、直ちに書面で基金に通知しなければならず、申請は即時に終了とみなさ

れる；

12.5.6 本計画に関して基金が受領したすべての書類は、一切返却しない。

13 初期分析

- 13.1 基金は申請書類について初期分析を行い、以下のいずれかに該当する場合、当該申請を却下し、審査手続には進まない：
- 13.1.1 申請項目が基金の宗旨に適合していない。
 - 13.1.2 申請項目が第1点で示された助成目的に適合していない。
 - 13.1.3 申請項目が第3点で示された助成範囲に属していない。
 - 13.1.4 申請項目が第4点で示された助成要件に適合していない。
 - 13.1.5 申請項目が第5点で示された申請資格および助成対象に属していない。
 - 13.1.6 申請書類が第12点で示された申請規定に適合していない。
 - 13.1.7 申請者が基金の他の受助案件において、返済遅延／未返金／未返還の状況にある。
 - 13.1.8 申請者が基金の助成拒否リストに掲載されている。
 - 13.1.9 申請項目がマカオの他の公的部門または公的機関が公表した助成計画の範囲に属している。
 - 13.1.10 申請者が同一案件について重複申請を行っている（同一案件が発生した場合は、最新の提出案件申請を基準とし、その他の申請は却下する）。
 - 13.1.11 申請対象の映像作品が、7月8日公布の第10/78/M号法律（本地域におけるポルノおよびわいせつ物品の販売・陳列・展示に関する措置）でいうポルノ映画に該当する、または海外でポルノ区分として評価された映画であること。
 - 13.1.12 申請プロジェクトにわいせつ、暴力、色情、淫ら、賭博、汚言穢語、当てこすり、または他人の権利を侵害する等の不適切な要素を含むこと。
 - 13.1.13 申請プロジェクトの内容が国家安全を害し、または公序良俗に反すること。
 - 13.1.14 申請プロジェクトの内容がマカオ特別行政区政府および文化発展基金のイメージや名誉を損なうこと。
 - 13.1.15 申請プロジェクトの内容がマカオ特別行政区のイメージに負の影響を及ぼすこと。

- 13.1.16 申請者が指定期間内に必要書類を追補提出しない、または追補提出した書類がなお規定に適合しない。
- 13.2 第 12.1.1 項から第 12.1.9 項までで定める書類の提出が欠けている、または関連書類が要件を満たさない場合、基金は申請者に対し 5 日以内に当該書類の追補提出を求めることができる。
- 13.3 申請却下に該当する事由がない場合、基金の行政委員会は申請書類一式を活動・プロジェクト評価委員会に付託し、評価を行う。

14 審査および交付決定

- 14.1 活動・プロジェクト評価委員会の委員は、審議対象となるプロジェクトの性質に応じて行政委員会主席が関連分野の専門家名簿から招請し、三名から七名の映像・映画分野、学術分野、商業分野の専門家が就任する。
- 14.2 活動・プロジェクト評価委員会は、少なくとも過半数の委員が出席した場合にのみ会議を開催でき、各会議について議事録を作成しなければならない。議事録には審査結果および会議の重要事項を記録するものとする。
- 14.3 申請者の代表者は審査会議に出席し、申請プロジェクトの内容を紹介し、審査の質問に回答しなければなりません。申請者が出席できない場合でも合理的な理由があるときは、提出済み書類に基づき書面審査を行います。合理的な理由がない場合は申請放棄とみなします。
- 14.4 活動およびプロジェクト審査委員会は、以下の審査基準に基づいて採点を行います（満点は 100 点）。
- 14.4.1 プロジェクトが澳門および澳琴（マカオ・琴澳）（微短劇に該当する場合）または中華文化（中国本土映画に該当する場合）の全体的なポジティブイメージをどの程度高めるか（30%）。
- 14.4.2 映像作品の国際的知名度および市場への影響力、特に一帯一路およびポルトガル語圏の国と地域における評価（30%）。
- 14.4.3 申請者の管理レベル、企業規模、地元雇用の状況、実施および主要チームの専門性・技術力、過去の関連映像配給の経験（20%）。

- 14.4.4 宣伝・配信計画の実現可能性（10%）。
- 14.4.5 宣伝・配信支出予算の妥当性（10%）。
- 14.5 審査得点が 60 点以上の場合、審査通過とみなします。
- 14.6 以下の意見および記録を十分に考慮した上で、交付主体は申請に対して決定を下し、条件を付すことができます。
 - 14.6.1 活動およびプロジェクト審査委員会が示した意見。
 - 14.6.2 申請者の過去 3 年間における、助成活動およびプロジェクトの実施状況と返還記録（とりわけ書面による警告、助成金の減額、並びに交付取消の記録）。
- 14.7 基金行政委員会は、その見解または活動・プロジェクト審査委員会が示した意見に基づき、申請者に対し、指定期間内に申請プロジェクトの内容を調整し、補足を行い、基金が指定する様式に従って申請資料を記入するよう求めることができる。
- 14.8 交付される助成金額は、申請プロジェクトの予算規模および取得した審査得点に関連する。
- 14.9 基金行政委員会は、特に次の状況において助成を不交付とする決定を行うことができる：
 - 14.9.1 申請プロジェクトが審査を通過しなかった場合；
 - 14.9.2 申請者が第 14.7 項の規定に違反した場合；
 - 14.9.3 本助成計画の予算が使い尽くされた場合；
 - 14.9.4 その後、申請プロジェクトが第 13.1 項に該当する事態であることが判明した場合。

15 協定書

- 15.1 基金と被助成者は協定書を締結しなければならないが、協定書には助成交付の決定内容を記載しなければならない。
- 15.2 協定書に署名しない場合の結果：被助成者が、基金の指定する期日（協定書締結の通知日から起算して、通常 30 日を超えない）、時間および場所に従って協定書を締結しなかった場合、当該交付は失効する。ただし、不可抗力による場合、または基金行政委員会が被助成者の責に帰さない事情と認めた場合はこの限りでない。

16 プロジェクト内容の変更

- 16.1 以下の、助成対象プロジェクトの中核的内容から逸脱しない変

更については申請不要です。受給者は具体的な実施状況に応じて柔軟に調整し、報告提出時に説明してください：

16.1.1 関連する広報・プロモーション活動。

16.2 助成対象プロジェクト内容の変更がプロジェクトの中核的内容に関わる場合、特に下記に該当する場合は、受給者は申請を提出し、基金による事前審査・承認を受けなければなりません：

16.2.1 当初計画していた公開配信・放送チャンネルの変更；

16.2.2 当初計画していた映画祭への参加の変更；

16.2.3 受給者の既存の株主、経営管理機関の構成員の増減または変更；

16.2.4 申請書に記載されたプロジェクトチームの主要メンバーの過半数に及ぶ削減または変更。

17 総括報告および合意された手続の実施報告の提出

17.1 受給者は、協定書締結の翌日から起算して60日以内に、書面にて基金へプロジェクトで選任した業務執行会計士、会計事務所、会計・税務サービスを提供できる会計士、会計・税務サービスを提供できる会計会社を通知し、業務約定書を提出しなければなりません。

17.2 被支援者は、基金に対して次の報告書を期限どおりに提出し、基金が指定する様式に従って記入しなければなりません。

17.2.1 プロジェクト完了後30日以内に基金へ総括報告を提出し、90日以内に「合意された手続の実施報告」（受給者が依頼した執業会計士、会計事務所、会計および税務サービスを提供できる会計士、会計会社が、受給プロジェクトの収支状況について合意された手続を実施した後に作成するもので、関連費用は受給者が自己負担）を提出すること。

17.2.2 受給者は、作成要件に従って上記の報告書類を提出しなければならない。

17.3 第17.1項でいう業務約定書および第17.2.1項でいう合意された手続の実施報告の様式は、公共資産監督管理局が発出した第001/GPSAP/AF/2023号「受給活動またはプロジェクト査検ガイドライン」の関連規定に適合していなければならない。

- 17.4 報告に添付する証明書類：受給者が総括報告を提出する際には、プロジェクトの実施状況を示す証明書類を添付しなければならない。これには以下を含むが、これらに限られない。

証明書類
<p>宣伝・プロモーションおよび発行関連</p> <ul style="list-style-type: none"> - 発行契約 - 宣伝物の画像（チラシ、ポスター等） - 宣伝・プロモーションの証明（オフライン宣伝イベントの写真、オンライン宣伝のスクリーンショットおよびクリックデータ、プロモーション映像ファイル等） - メディア報道 - 映画祭参加の写真（各映画祭につき6枚以上） - プレミア上映会の現場写真（12枚以上） - 公開上映情報および販売チャンネルに関する証明（オンライン販売プラットフォームのスクリーンショット、または映像配信プラットフォームの配給/上映チャンネルのスクリーンショットを含む） - 上映効果の証明（興行収入データの証明を含む；映像配信プラットフォームでの上映/インターネットサイトでの配信を採用した場合は、クリック数などの証明を提出すること） - 受賞の証明

- 17.5 報告書の提出延期の申請：不可抗力または受給者の責に帰すことのできないその他の理由により、第17.2項に定める期間内に報告書を提出できない場合、受給者は当該事実の発生日から起算して7営業日以内に基金に通知しなければならない。
- 17.6 上記の事由に該当する場合は、基金行政委員会の承認を経て、報告書の提出期間は当該事由消滅の翌日から30日以内とする。ただし、以下の規定の適用を妨げない。
- 17.7 正当な理由説明がある例外的な状況においては、基金行政委員会は第17.2項に定める期間の延長を一度承認できるものとし、その延長期間は90日を超えてはならない。
- 17.8 基金が書類に不明確な点または不備があると認めた場合、受給

者は基金が指定する期間内に書類を補提出しなければならない。期限までに補提出しない、または補提出した書類が依然として要件を満たさない場合は、現在提出済みの書類に基づき結案件として処理し、期限後提出による結果の適用に影響を及ぼさないものとする。ただし、不可抗力または受給者の責に帰すことのできない理由による場合を除く。結案件の条件を満たさないときは、基金は支援の交付を取消することができる。

18 支出の確認

- 18.1 支出確認の目的および強制性：助成対象の活動およびプロジェクトにおいて受給者が実際に行った支出が、本規程で定める助成対象経費に該当することを確定するため、**支出は基金の確認を受けなければならない。**
- 18.2 確認方法：補助は受給者が提出する「合意された手続の実施報告」に基づき、実費精算の方式で確認を行う。また、受給者は、補助対象プロジェクトの原始的な収支証憑を少なくとも5年間完全に保管し、基金が必要とする場合の査閲に供するものとする。
- 18.3 伝票に関する要件：
 - 18.3.1 支出の相手方が会社または機関である場合：関連する支出証憑（会社または機関が発行した請求書または領収書など）には、買い手と売り手の名称または氏名、製品またはサービス名、発行日、伝票番号、金額および売り手の連絡先情報（住所、電話番号、メールアドレス等）が記載されている必要がある。あるいは受給者が当該会社または機関の上記連絡先情報を注記することでもよい。不動産の賃貸借に関わる場合は、上記情報に加え、請求書または領収書に当該物件の住所も記載されていなければならない。
 - 18.3.2 支出の相手方が自然人である場合：関連する支出証憑（自然人が発行した領収書〔買い手と売り手の名称または氏名、製品またはサービス名、発行日、伝票番号、金額および売り手の連絡先情報（住所、電話番号、メールアドレス等）が記載されている、または受給者が上記連絡先情報を注記したもの〕、職業税 M/7 フォーマットの証憑（顧客および発行者の名称または氏名、サービス

名、発行者の税務番号、発行日、伝票番号、職業税章程付表に記載の業務および金額が記載されたもの)。

18.3.3 伝票に関するその他の規定：

18.3.3.1 伝票の支出金額に割引が関わる場合は、実際の支払金額を明記しなければならない。

18.3.3.2 基金の補助金を用いた取引で10万マカオパタカ以上に達するものについては、伝票は支払済みの請求書または領収書である必要があり、受給者は同時に支払取引の証憑（小切手の写し、振込記録、オンライン決済ツールの支払記録等）を提出しなければならない。現金で支払った支出については、実物の写真やサービス提供過程の写真など、支出の実証資料を提出すること。なお、当該支出が中国本土の事業者への支払いである取引に関わる場合は、現地の統一形式による正規の発票（請求書）も提出しなければならない。

18.3.3.3 マカオパタカ以外の通貨による取引に関わる場合、受給者は当該通貨名および為替レートを明記しなければならない。

18.3.3.4 伝票の記載情報が不完全な場合、受給者は書面で説明を行い、受給者を署名者として関連書類に署名し、署名日を明記しなければならない。

18.3.3.5 伝票上の記載内容を修正する必要がある場合、当該製品またはサービスの提供者が事実に基づき修正を行い、修正箇所を押印して確認しなければならない。

18.3.3.6 取引が第19項で指す関連取引に該当する場合、受給者は伝票にその旨を明記し、関連する取引相手の連絡先資料を提供しなければなりません。

19 関連取引

本規程の適用上、「関連当事者」とは、申請者または受給者と関連関係にある当事者を指し、その範囲は以下のとおりとします。

<p>申請者／受給者が自然人の商業事業主である場合、その関連当事者には次が含まれます。</p>	<p>申請者／受給者が法人商業事業主である場合、その関連当事者には次が含まれます。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請助成者／受給者の配偶者、子、父母、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の兄弟姉妹、ならびに事実婚関係にある者。 2. 申請助成者／受給者が保有する（自然人）商業事業。 3. 申請助成者／受給者が支配株主または行政管理機関の構成員を務める会社。¹ 4. 第1項にいう者が保有する（自然人）商業事業。 5. 第1項にいう者が支配株主または行政管理機関の構成員を務める会社。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資助を申請する、または資助を受ける会社の支配的株主（自然人および法人株主を含み、特にその親会社）および行政管理機関の構成員、ならびにこれら二類の者の配偶者、子女、父母、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の兄弟姉妹、および事実婚関係にある者； 2. 申請による助成先または助成を受ける会社が支配株主を務める会社、特にその子会社も、関係当事者に該当する。 3. 第1項にいう者が保有する（自然人）商業事業。 4. 前記第1点にいう者が他の会社で支配株主または経営管理機関の構成員を務めている場合、当該会社は申請助成先または助成を受ける会社の関係当事者とみなされる。

19.1 申請者または受給者が関係取引を行うにあたっては、当該取引が公正かつ合理的であること、特に取引価格が市場の妥当な価格から乖離しないことを確保しなければならない。

19.2 助成申請段階において申請者が行う予定または既に行った、あ

¹ **「支配株主」**とは、単独で会社の資本金の過半数の出資を保有する自然人又は法人、又は他の支配株主たる会社若しくは準会社契約を通じて関連する他の株主と共同して会社の資本金の過半数の出資を保有する自然人又は法人をいう。また、議決権の過半数を保有する者、又は経営管理機関の構成員の過半数を当選させる権限を有する自然人又は法人もこれに含まれる。

るいは事業実施段階において受給者が行った関係取引が、下記の状況に該当する場合、申請者または受給者はそれぞれ申請書類または総括報告書において申告しなければならない、かつ下記各点の規定の適用を妨げないものとする。

19.2.1 基金の助成資金を使用するか否かを問わず、申請者または受給者が同一の関係当事者で行う取引の累計金額が、見込みまたは実績で 50,000 マカオ・パタカ以上となる場合。

19.3 前項にいう申告が必要な状況であって、かつ基金の助成資金の使用額が 50,000 マカオ・パタカ以上に達する場合、申請者または受給者は、事前に少なくとも 2 社の非関係当事者のサプライヤー（すなわち第 19.1 点にいう関係当事者に該当しない者）に見積依頼を行ったことを証する書類を追加で提出しなければならない、以下の規定が適用される。

19.3.1 見積依頼に係る書類には、サプライヤーが他の見積参加サプライヤーと「相互に従属関係になく、事前の協調による価格設定を行っていない」旨の宣言条項を付さなければならない。

19.3.2 基金は「最安値の見積価格」を支出確認の上限として用いる。

19.3.3 関連する見積取得の証明書類を提出できない場合、当該支出は基金の助成資金で支払うことはできない。ただし、下記各点の規定の適用を妨げるものではない。

19.3.4 関係当事者が提供する財貨またはサービスについて専属的権利を有する場合は、見積取得を行う必要はないが、当該専属的権利に関する証明書類を提出しなければならない（周知の専属権利者である場合は、証明書類の提出を要しない）。

19.4 申告する関係取引の内容には、以下を含めるものとする：

19.4.1 関係当事者の氏名または名称、連絡先資料；

19.4.2 関係当事者と申請者または受助者との関係；

19.4.3 関係取引の内容（予定または実際の取引日、対象および金額を含む）；

19.4.4 関係取引を行う理由（例：当該取引の価格が市場の合理

的価格より有利である；技術または専門能力等の理由により、関係当事者が同種の実体より優れている；関係当事者が提供する財貨またはサービスに専属権を有する）；

19.4.5 関係取引価格が合理的であることを示す証明書類または資料。

19.5 第 19.5.5 項の規定を適用するため、受助者は第 19.4 項にいう照会文書を、取引価格の合理性を説明する証明書類または資料として用いることができる。

19.6 もし資助申請段階で申告済みの予定または既に行なった関係取引に関する資料に変更が生じた場合、受助者は総括報告書において更新済みの資料および文書を提出しなければならない。

19.7 申請者または受助者が本章程の関係取引に関する規定に違反した場合、基金行政委員会は関係取引に係る支出を不認定とすることができる。情状が重大な場合は、案件が置かれている段階に応じて、基金行政委員会は資助申請の却下、交付の不実施、または交付の取消を行うことができる。

20 資金の支払方法

20.1 助成金は下表の割合に基づいて支給されますが、下款および第 11.3 項の規定の適用には影響しません。

期数	第 1 期 (協定書署名後)	最終期 (総括報告書受理後)
助成金の支給割合	50%	50%

20.2 受給者が他の本基金の助成を受けた計画に関する規定上の義務に違反した場合、当基金は当該義務が履行されるまで助成金の支給を一時停止することができる。

21 受給者の義務

21.1 受給者は、以下の義務を履行しなければならない。

21.1.1 資料をありのままに提供し、声明を行うこと。

21.1.2 交付決定で指定された用途に補助金を使用すること。

21.1.3 補助対象の事業を慎重かつ合理的に計画・運営すること。

- 21.1.4 関係当事者取引を行う際は、当該取引が公正かつ合理的であること、特に取引価格が市場の合理的価格から乖離しないことを確保すること。
- 21.1.5 第 17 項で示す報告書および証明書類を期限内に提出すること。
- 21.1.6 補助金の運用に関する基金の監査を受け入れ、協力すること。これには関連する収支および財務状況の検査が含まれる。
- 21.1.7 第 23.3.1 項の規定に基づき、補助金を返還すること。
- 21.1.8 指定用途に使用されなかった補助金を返還すること。
- 21.1.9 補助対象事業の原始的な収支証憑を少なくとも 5 年間完全に保存すること。
- 21.1.10 補助対象事業について、受給者名義でマカオの銀行に専用口座（マカオ・パタカ建て）を開設し、補助金を保管すること。ただし第 11.3 項の場合はこの限りでない。受給者は事業の収入および自己資金を専用口座に入金することができ、未使用の補助金が専用口座に保管されていることを確保しなければならない。運用上の必要により未使用の補助金を他の口座に保管する必要がある場合には、受給者は関連する証明書類を提出しなければならない。
- 21.1.11 基金の指示に従い、基金が指定する活動に参加または不参加とし、さらに助成対象プロジェクトは基金が指定する活動に参加しないこと、特に国家の公式機関が禁止または参加を推奨しない活動についてはこれに従うこと。
- 21.1.12 基金のプロジェクトに関する監察業務、研修または広報活動に積極的に協力し、プロジェクト全期間にわたり、基金が文章、映像、写真撮影およびその他の形態による記録を行う権利を有することに同意する；
- 21.1.13 プロジェクトに関連するいかなる広報活動、プレスリリースおよびプロモーション物品においても、「マカオ特別行政区政府文化発展基金の助成を受けています」または「助成機関：マカオ特別行政区政府文化発展基金」または同等の表現を明記し、また基金から求められた場合

には、特定の文言、図形およびロゴを挿入すること；

- 21.1.14 協定書に署名後、当該助成対象プロジェクトの基本情報および成果、特に写真、文章、画像ファイルおよびデータを、宣伝・普及のために基金のウェブサイトおよび対外公開文書にて公示することに同意する；
- 21.1.15 第 4.3 項で指し示す状況を検証するため、基金が他の公的部門または機関に対し、助成対象プロジェクトの資料を提供し、または取得することに同意する；
- 21.1.16 助成対象プロジェクトの内容および実施手続がいずれも法令に違反しないことを確保し、プロジェクト成果がマカオ特別行政区（マカオ特区）のイメージに負の影響を及ぼさないこと、ならびに成果の生成過程の適法性（使用するツール、採用する手法、取得する情報等を含む）を確保すること。猥褻、暴力、ポルノ、わいせつ、賭博、下品な言葉、当てこすり、または第三者の合法的権益を侵害するような状況を誇張・扇情的に描写してはならない；
- 21.1.17 国家の安全を害し、公共の秩序または善良の風俗に反する行為を行わないこと；
- 21.1.18 マカオ特別行政区政府および文化發展基金のイメージと評判を損なう行為を行わないこと；
- 21.1.19 マカオ特区のイメージに負の影響を及ぼす行為を行わないこと；
- 21.1.20 基金と締結する協定書に定められた条項を遵守すること；
- 21.1.21 監察のために基金および公共資産監督管理局が発出する指針を遵守すること；
- 21.1.22 マカオ特別行政区行政法規第 18/2022 号「マカオ特別行政区公共財政補助制度」、社会文化長官批示第 5/2023 号で承認された「文化發展基金補助付与規程」、その他の適用法令および本章程の規定を遵守すること。

22 実施の中止または活動およびプロジェクトの未完了

22.1 補助期間中、以下のいずれかに該当する場合、基金は第 23.1 項

の適用に影響を及ぼすことなく、受給者からのプロジェクト実施の中止申請を承認することができる。

22.1.1 不可抗力、または基金が受給者に責めに帰すことができないと認めた理由により、補助期間内にプロジェクトを完了できないと見込まれる場合。

22.1.2 受給者は受領済みの補助金全額の返還を約束する。

22.2 第 22.1.1 項に該当し、かつ基金の承認を得た場合、受給者は基金の指定する期間内に総括報告書を提出し、事業終了手続きを進めなければならない。

22.3 第 22.1.2 項に該当し、かつ基金の承認を得た場合、受給者は申請承認の通知を受領した日から 30 日以内に受領済みの補助金全額を返還しなければならない。さもなくば、基金は強制徴収を行い、返還期限満了の日から起算して 2 年間、その者からの補助申請を受理しない。

22.4 第 22.1 項にいう申請が不承認となった場合、受給者は当該プロジェクトの実施を継続しなければならない。これに従わないときは、基金は補助の付与を取消することができる。

22.5 補助期間満了後、受給者が不可抗力、または基金が受給者に責めに帰すことができないと認めた理由によりプロジェクトを完了できなかった場合、基金は事業終了手続きを行わなければならない。理由が基金により認められない場合、基金は補助の付与を取消することができる。

22.6 上記以外の理由によりプロジェクトを完了できない場合、基金は補助の付与を取消することができる。

23 助成の交付の取消し

23.1 基金が助成決定を取り消す状況：

23.1.1 受給者が虚偽の申告を行い、虚偽資料を提供し、またはその他の不法手段を用いて助成金を取得した場合。

23.1.2 受給者が助成金を、助成決定で指定された用途以外に使用した場合。

23.1.3 受給者が助成対象の活動または事業の実施において、慎重かつ合理的な計画・運営の義務に違反し、その結果、参加者または公共の利益、特に公共の安全や社会秩序に

対して重大なリスクまたは損害をもたらした場合。

- 23.1.4 受給者が実施する活動が、国家安全を害し、公共の秩序または善良の風俗に反する行為を含む場合。
- 23.1.5 受給者が、マカオ特別行政区政府および文化發展基金のイメージや評判を損なう行為を行った場合。
- 23.1.6 助成対象プロジェクトの映像作品が、7月8日第10/78/M号法律（本地域におけるポルノ・わいせつ物の販売、陳列および展示に関する措置）にいうポルノ映画に該当する場合、または海外においてポルノ区分に分類された映画である場合。
- 23.1.7 助成対象プロジェクトに、卑わい、暴力、色情、わいせつ、賭博、下品な言葉、当てこすり、または他人の権利の侵害など、不適切な要素を過度に描写する内容が含まれる場合。
- 23.1.8 第1項の助成目的、第3項の助成範囲、第4項の助成要件、第5項の申請資格および申請対象に適合しなくなり、かつ基金が定める期間内に不適切な事由を是正しなかった場合。
- 23.1.9 本規程で定める、助成決定を取り消すべきその他の状況。

23.2 基金が助成の交付を取り消す場合：

- 23.2.1 助成対象プロジェクトの進捗に関する審査結果が中核から逸脱している。
- 23.2.2 第16.2項にいう変更申請が不承認となり、なお受助者が変更後の内容を継続して実行している。
- 23.2.3 第17.8項にいう状況。
- 23.2.4 助成対象プロジェクトの内容がマカオ特別行政区のイメージに負の影響を与える。
- 23.2.5 第22.4項から第22.6項にいう状況。
- 23.2.6 本章程のその他の規定に違反した場合。

23.3 助成の交付取消しの結果：

- 23.3.1 受助者は、関連通知を受領した日から起算して30日以内に受領済みの助成金全額を返還しなければならない。

23.3.2 第 23.1 項にいう状況に該当する場合、基金は、受助者が助成交付取消しの結果通知を受領した日から起算して 2 年以内は、その者の助成申請を拒否しなければならない。

23.3.3 第 23.2 項に該当する状況に属する場合、基金は、助成の取消しの結果に関する通知を受領した日から起算して 2 年以内に当該受給者が提出する助成申請を同時に拒否する処分を科することができる。

23.4 返還しない場合の第 23.3.1 項に定める款項の結果：

23.4.1 規定期間内に既に支給された補助金の未払金を返還できず、かつ書面にて十分な理由を提出しない場合、財政局税務執行処により強制徴収が実施されます。

24 補助金の減額および書面による警告

24.1 受給者が報告書または証明書類の提出を期限後に行った場合、基金は以下の補助金減額を行うことができます：

状況	補助金の減額
期限超過で総括報告書、合意済み手続の実施報告書または関連証明書類を提出した場合（ただし提出期限の延長が承認されている者を除く）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発生回数に応じて、当該助成プロジェクトの補助金相当額の一定割合を減額するものとする。以下のとおり： <ul style="list-style-type: none"> - 発生が1回の場合：5%を減額 - 発生が2回以上の場合：10%を減額 2. 上記の助成減額の状況は第9項（助成調整）と合算して計算し、減額後の助成金額 = 交付助成金額*(1-A)*(1-B) とする。AおよびBは助成の減額・調整の比率である。 備考： A は第9項にいう助成調整の比率を指す。 B は期限超過で報告書または関連証明書類を提出した場合の助成減額の比率を指す。

24.2 被助成者が本章程の規定、特に第 21 項で定める被助成者の義務に違反した場合、基金は義務違反の性質および重大性に応じて、助成の減額を決定するか、または書面による警告を発出することができる。

25 その他

25.1 基金は被助成プロジェクトに用いる資金のみを提供し、被助成者のいかなる商業活動や経営判断にも関与しない。被助成者がプロジェクトの関連の有無にかかわらず行うすべての意思決定、活動、発言等は、基金の立場を代表するものではない。

25.2 被助成者はマカオ特別行政区、内地その他の国・地域の法令を遵守しなければならない。被助成者がいかなる活動または意思決定を行った結果、マカオ特別行政区、内地その他の国・地域の法令に違反し、民事・刑事または行政上の責任を負うこととなった場合、その責任は被助成者自身が負担する。

25.3 被助成者は自ら関係当局（マカオ特別行政区および海外を含む）に申請し、プロジェクトに必要な各種の許認可および許可書類を取得しなければならない。

25.4 基金は各申請期の開始前に本章程の規定を改定する権利を有し、改定後の章程はその後の各回の助成申請に適用される。

25.5 申請者が本計画に参加した場合、本規定のすべての条項および内容を熟読し理解し、これに従うことに同意し、異議がないものとみなします。

25.6 本規程で言及されていない事項については、マカオ特別行政区で適用される現行の法律・法規により規律されます。特に、第 40/2021 号行政規則「文化発展基金の組織及び運営」、第 18/2022 号行政規則「マカオ特別行政区公共財政助成制度」、第 5/2023 号社会文化庁長官批示で認可された「文化発展基金助成付与規程」および文化発展基金の助成に関するその他の規定が適用されます。

25.7 本基金は本規程の最終的な解釈権及び決定権を有します。

26 お問い合わせ方法：

電話：2850 1000。

ファックス：2850 1010。

電子メール：dgaf@fdc.gov.mo。